

慶応三年正月讃州小豆島西部六郷百姓一揆について

KAWAI, Mutsuo / 川井, 睦夫

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

14

(開始ページ / Start Page)

112

(終了ページ / End Page)

123

(発行年 / Year)

1961-10

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00010667>

慶応三年正月

讃州小豆島西部六郷百姓一揆について

川 井 睦 夫

一

小豆島は元和元年以来、天領であつたが、天保九年（一八三八）三月、島の西部の池田、土庄、淵崎、上庄、肥土山、小海の六ヶ郷が津山藩松平三河守の領地となつた。当時島の総高は、天領として残つた東部三郷を合せて九五八一石二斗五升八合であり、津山領となつたのは、このうちの五九八一石八斗六升八合であつた（一）。

もともと島は山多く田畑少く肥渾でなく、「殊に海中ニテ塩風あらく……諸作取実余国の様ニ御座なく其上菜大根さゝん物作り銀に代申候儀も罷成不申候縦少々作候ても人多御座候故百姓共喰物も不足ニ御座候ニ付御年貢銀之才覚も難出来迷惑仕候……近年耕作実乗悪敷御座候故御年貢納難成男女共ニ大阪近国所々方々へ半季老年或ハ五年七年切ニ身売奉公仕御年貢銀相調申候得共年々次第ニ百姓共逼迫仕不足米大分ニ而地借増候故御帳之御加子共大阪武家方町方或ハ江戸川船九州材木山え働ニ罷出申候御慈悲を被

為召加島に居住仕候加子役目出度相勤申候様ニ奉願上候……」（二）
という状態であつた。

西部六郷が津山領となり役所が淵崎村におかれると、これら村々は、すぐさま、一切の扱いを「先規ノ通り」に、と願ひ出た。家門とはいへ、津山藩は十萬石の小藩、財政窮乏は明白であり、重課は必至とみてとり、元天領民であり、かつ隣接東部三郷が相変らず天領であつたのを武器にして、かく願つたのは当然であつた。藩も最初これを容れ、文久二年まで、天領時代と大差ない状態においた。

ところが文久二年（一八六二年）に至り税制を改めたが、「乱妨後日之聞書」（三）によると次の通りである。

「一去ル西歳以来御年貢御取箇寄割増方仰付ラレ候事
（文久二年）

一諸株式御運上銀上納可仕候様仰付ラレ候事

一御国元津山表へ罷出候奉公人給銀百姓高割ニ仰付ラレ候事

一海面諸漁御運上之事

一当島大庄屋並ニ村庄屋右給銀之義下方百姓共高割ニ仰付ラレ

候事

一芸州広島行脚夫賃銭下方百姓高割ニ仰付ラレ候事

メ六ヶ条新規に上納可仕様被仰付候」

右六ヶ条のうち、年貢一割増の件については、黒岩村定蔵らにより、直ちに、御客赦願いたいと、役所に申出ている。その結果、ここ一、二年納めてみて、その上で、百姓が困るようなら歎願書を出せ、そうすれば免除の取計いをするから、ということになり、文久二年から慶応二年まで五年間遅滞なく納めている。

新規増税六ヶ条のうち、諸株式御運上銀の主なもの、素麵問屋、油絞り方、穀物問屋、諸仲買のほか、酢、醬油、酒醸造などに対する運上銀である(4)。

津山表への奉公人とは作州津山御家中への仲間奉公人のことであらうが、その給銀を島の百姓に高割りしたのである。

海面諸漁御運上、春夏秋冬の網、手繰網、穴子、烏賊釣等全海産物、さらに諸国から来る小漁師船が地元へ納めていた罾縄銭も取上げられ、入船帆別に運上銀がついた。

大庄屋村庄屋給銀とは、大庄屋への扶持米、村庄屋への一ヶ年二石の進米、筆紙墨代。

最後の芸州広島行脚夫とは、慮応二年長州征伐の時、船を持っている者が船と一緒に御用船としてかり出され、御用人足を勤めたのを指し、その賃銭は島の百姓高割とされた。なお、長州征伐には、小豆島より足軽二六名が出征している(慶応二年六月)(5)。

以上の新規課税が、封建支配者の財政窮乏の救済策であること

慶応三年正月讃州小豆島西部六郷百姓一揆について(川井)

は明白であるが、安政五年(一八五八年)の通商条約締結によって急激に進展したものである。

小豆島においても、商品経済は発展し、酒醸造は勿論、醬油醸造は文政から天保にかけて発展し、天保三年醬油問屋組合を結成、素麵製造も文久二年には問屋五十名が三輪明神講を結ぶに至った。又、製塩素も発達し、文化年間には島内十八地域に塩田があり(内西部六郷は十四地域)、天保九年には「上納塩四三六四俵五斗」(6)とある。さらに天保十三年小海郷馬越村で、浜野屋銀右衛門が炭坑を経営しだした。(但し、これは小規模に終った)魚肥等を中心とした肥料問屋もあった。

これら商人の主な者は自ら船をもち、兵庫、大阪、山陽と往来し、穀物その他の農産物の売買等も行い、かつ、大地主でもあり、高利貸でもあった。

その代表的人物は、慶応三年一揆の際、その契機となり、真先に打ちこわされた綿屋善四郎である。綿屋は綿、油、素割、穀類の売買をやっていたが、島内いたる所にその土地をもつ大地主であり、五月の節句にはその邸に十数本の鯉職がたつたといわれる。更に安政六年、津山藩が船方総取締役をおくや、これに任命され、封建権力と結合して、ますますその利をむさぼり、百姓小前の恨みを買っていった。

これら地主、商業、高利貸資本家の成長は、一方に、商品経済の発展の中で、零落しゆく貧農小作人を作り出し、商工業、農業における雇傭労働を増大させた。又、素麵業がきわめて多くの百姓の家内手工業であったごとく、多くの手工業者、職人を生み、

これらの搾取の上に特権的商業、高利貸資本は發展した。

地主、商業、高利貸資本は、その發生からして、封建権力との共生關係の面をもっていたが、封建領主が、特に幕末において、自己の権力の基盤に、これらを組みこもうとする政策をとつて以來、いよいよ権力との結合は深くなり、広範圍の耕作農民、雇傭労働者、職人等との矛盾、対立は激しくなった。「孤立分散の村落民の局地的な一時的な結集から、一層広範圍の耕作農民の持続的団結へと進み」「小商品生産者化しつつある農民の共通利害を広汎に成立せしめ」したのである。この事は慶応三年小豆島西部六郷一揆打ちこわしにも明瞭にあらわれている。

二

さて、以上の様な階級關係の發展を幾倍にも促進し、矛盾を激化せしめたのは、勿論、安政五年の日米通商条約にはじまる貿易と、急速な政治危機の推移である。前記の津山藩による新規課税もその背景をここに持っているが、各村々に及ぼした最大の影響は、何といつても物価とくに米価の急騰であらう。

全国的に米価の騰貴がみられ、大阪では安政四年米一石八七匁三分であつたものが慶応二年には九五三匁五分、同三年には九五七匁五分⁽⁸⁾と十倍以上の値上りであるが、小豆島でも、

「開国以來より慶応二年に至る諸色高直に相成諸色凡左之通りに相成候

一米壹石に付直段六七拾匁百匁迄之所右年に至り壹石に付八百目より壹貫目に相成候

一表壹石に付中直段五拾匁〆七八拾匁迄之處右年に至り壹石に付七百目〆八百目に相成候

右之外穀類一切右に準じ候事

一綿壹斤に付中直三厘〆四厘迄の所右年に至り壹斤に付二拾二三厘〆二拾五厘に相成候

網、布、きぬ糸類或は染地小紋類皆右に準候

一燈油壹斤に付中直四厘〆五厘迄の處右年に至り壹斤に付二拾三厘〆二拾四五厘に相成候

右之外薪、炭、酢、醬油、酒、硫黄、燈身、火口等ぞうりわらじに至る迄都る日用品四増倍、拾増倍之高直に相成候ニ付在方小前末々之者え又町方裏屋住之者も難渋筆紙に尽し難く候先つ古米未曽有之事也とかや⁽⁹⁾。

加うるに農村の疲弊は連年にわたつて不作凶作を生み、慶応二年また旱魃の年であつた。従つて、在方小前末々之者、町方裏屋住之者の困窮は耐え難きものとなる一方、特権商人、高利貸、地主は逆に利益を得、ますます土地を手に入れた。

藩はこれに対し「御國産之御米五百五拾俵当島方難渋人御救として」⁽¹⁰⁾下渡し、黒岩村庄屋沢介と入部村組頭伊兵衛とが御国表まで請取りに行つたが、当時、西部六郷の家数は四千数百戸⁽¹¹⁾であつたのだから五百五拾俵では焼石に水であつたらう。

遂に百姓達は年貢減免の訴願をやることに決定した。文久二年年貢一割増に反対した時の役所の言質（前出）を想い出し、六ヶ村分郷村々からそれぞれ二名ずつの惣代をとりきめた（慶応二年十二月）。この年、未曾有の規模でたかまつた全国的な一揆打ち

わしに励まされ、更に、同じ慶応二年の十一月、津山周辺の東西相呼応した大一揆によって津山藩が窮地におち込んだのに力を得たことは間違いない⁽¹²⁾。

注目すべきは惣代の選出方法である。七十人の惣代全員については判明しないが、後一揆打ちこわしの主謀者として津山で入牢した者の口書が残っているが、それによると、池田郷の二面村、迎地村等では、惣代選出がくじ引きでやられている。二面村惣代吉藏口書によれば彼の村では「去寅十二月二十二日夜相休罷有候処村方相談之義有之ニ付四ツ堂へ罷越候様申参候ニ付罷出候処今般之歎願一条惣代之儀圖引に相成私江相当り候処……」⁽¹³⁾更に友左衛門口書によると迎地村でも、「十二月二十一日御歎願申談之義有之小前一同村内荒神宮社地江参会致候ニ付私義モ罷出候処一村ニ而相願候義如何ニ付近村室生村々様子同村治郎吉方ニ而聞合具候様一同被相願罷越候処同村ニ而モ四ツ堂へ寄合ニ付口口留守中ニ付同所へ参り面会致相咄候処未だ睦と不相極旨申聞候ニ付罷帰り其段申聞置候処同月二十五日肥土山ハ書状上地村^(迎地村隣接)江差越右者二十六日淵崎村忠兵衛方江惣代之もの共立合之義通用者書面之由ニ而上地村ハ村方江相移り候ニ付私義被相願右治郎吉へ為相知村方惣代之義者未だ不相決ニ付村内長兵衛義先ヅ惣代として同日右忠兵衛方へ罷越翌二十七日罷帰其節御歎願申談之義者同人ハ別紙口書ヲ以申上候通之趣申聞尤村々惣代二人宛申ニ而圖引致し候処長兵衛私ニ相当り候……」とある。

これからみると二月二日から二五、六日頃迄に各村々で、小前一同寄合を開き協議二名ずつ惣代を選んだものと思われる。

慶応三年正月讃州小豆島西部六郷百姓一揆について(川井)

従つて、この行動は初から小前が主体となっていたと見られ、後に主謀者として津山へ送られた者の持高も後述の如く、半右衛門の四石五斗は例外的であつて、皆一石以下、吉藏に至つては無高、さらに権八、友左衛門は文盲である。

もっとも、歎願書作製、大庄屋への交渉については黒岩村庄屋定藏(惣代にも選ばれている)の指導があり、二六日の忠兵衛宅での会議の池田、小海方面への連絡、申出は定藏がしている。

惣代一同の寄合は二六日忠兵衛方で開かれ、深更までかかつて歎願書を作り、二八日全惣代七十人及び村々組頭、庄屋調印の上、二九日大庄屋中を以て役所へ差出した。大庄屋はすぐには取次を承知せず「最早年内明一日に相成候事故出願之義者年明早々迄延引可致」と主張したが、どうしても年内にといわれてしぶしぶ二九日暮六ツ時に役所へ差出した。

歎願書の内容は物価騰貴で小前々末に至る迄非常に難渋しているので、前記の新規課税六ヶ条を廃止することを要求し、「備中倉敷御役所御支配之節同様ニ御引直シ」⁽¹⁴⁾ 天領時代にもどしてくれ、というのであった。

なお、この歎願書を作成した時、同時に定めたと考えられる「歎願ニ付六ヶ村惣代之面々議定之事」という連判状がある⁽¹⁵⁾。その内容は、歎願について全惣代が責任をもち、費用は銀高に応じて受持つこと、歎願の成否「如何様相成候共御変心致間敷」「如何様な難儀節出来候共其村引受外村方ハ厄介掛申間敷」等々である。が、ここで注意すべきは池田、小海、淵崎、上庄の四郷の惣代は全員印をつけているが、土庄郷内惣代一四名中「一」名が、肥

土山郷では笠瀧村、小馬越村を除いて肝心の肥土山村、黒岩村惣代が全員印をついていないことである。就中、黒岩村惣代定蔵がこの中に入っていることは注目すべきである。

一揆の経過の中ではつきりするが、池田と小海から始った一揆は、西部六郷全域にわたって打ちこわして廻ったが、しかし、土庄、肥土山郷の立上りは弱く、かつ、定蔵は打ちこわしを阻止しようと思案に走り廻った。歎願書作成の中心に坐ろうとした彼ではあったが、小前百姓の強力な動きを見てとり、一步後退して他の惣代と責任を共にしようとしなかったのであらうか。元来肥土山郷は比較的田が多く、特に貞享三年蛙子池⁽¹⁶⁾が竣工して以来、島内最大の伝法川の流域にある利党が幸して、米作が盛んな所であった。これに対し、小海郷一帯や小江村、伊喜末村は田少く、漁業、石切り等で生活する面が強く、米価騰貴は最も影響大であったとみられる。

歎願書を役所に出した惣代は、さらに、「早春御沙汰茂無之候ハバ御催促可致」とし「正月八日今一會可致旨申合引取⁽¹⁷⁾」った。

明けて慶応三年正月八日、予定通りの評議は肥土山村忠五郎方で行われた。結局「来ル十日御催促可申上旨相談相決其夜者深更ニモ相成⁽¹⁸⁾」治郎吉、長兵衛、権八、伊喜末村喜作、友左衛門および「其外名面不存者段々止宿致⁽¹⁹⁾」した。ところがその夜半、友左衛門は長兵衛に起され、役所より明九日会所へ呼出しの沙汰があったので、すぐ北地村惣代常五郎に連絡してくれと言われ、出立、鶏時に帰宅している。

九日会所で聞かされたことは「御歎願之義近々御沙汰可口口候ニ付一同穩ニ相待候様御利解被仰聞且難決人爲御救米九百俵被下置候旨相違有之⁽²⁰⁾」「難有御受仕引取一同相談仕候処先達而も数ヶ条御願申上居候場合御米而己頂戴仕候而者相済申間敷何分大庄屋所へ預置候方可然⁽²¹⁾」と、その旨大庄屋へ申述べ、更に催促の日を二三日と決定している。津山藩役所は最初十日に予定されていた催促に先手を打ち、九日惣代を招集、近日沙汰あるから静かに待て、さらに九百俵の米⁽²²⁾を下渡すから、と申渡したのと思われる。惣代の面々も、これを見破り、九百俵の米で歎願を反古にされてはたまらぬと大庄屋預けとしたものと思われる。

さて、ここで重要な事は、八日夜の忠五郎方での評議の席の後、寝物語りに小江村綿屋善四郎打ちこわしの相談ができたことである。綿屋については、すでに述べたが、この夜、忠五郎方に止宿した伊喜末村喜作——惣代ではない。この夜惣代の代理として来ていたのであらうか、それとも、惣代以外の者も参加していたのだらうか——が、自分に関する森(綿屋)善四郎の悪事を申し立てた。「喜作儀口口借屋借受罷在候ニ而家賃相仏候得者旧借元方へ引取置急場之及催促難決為致且又伊喜末村ニ而も入質之田地年銀有之分も為請不申右者全善四郎義自分持分流れ込之分へ相響候廉を以右等之腰押いたし其外都而取引向無利成取向方ニ而小民難決致し候段相咄候ニ付左様之者者存寄も有之哉相尋候処多人数之内誰共不覚候得共口々ニ打潰し候得共彼等も売番ニ而可然旨申候」そこで喜作が「打潰し候相談ニ相成候ハバ加勢致し呉候哉相尋候ニ付一統之義承知致候段相容置候義ニ御座候⁽²³⁾」という

ことになった。最初から小前末々の者が表面に出ていたが、恐らく、歎願書提出決定以来、正月にかけて、村々ではこの事でも切りであり、一触即発の状態が生れつつあったに相違なく、だからこそ役所も先述の如く先手を打ったものと考えられるが、かくて、藩への歎願と結合して、八日夜、はつきりと地主、特権商人に対する打ちこわしが計画され、日程に上ったのである。

綿屋は全島的に勢力を持ち、小作地を持っていたが、ために綿屋に対する全島的な百姓の共通利害を生み出し、打ちこわしの際には西部六郷村々から加勢するという条件が生れていたと見られる事は重要であろう。なお、口書では、打ちこわしの計画は綿屋に対してだけであって、池田郷等からの加勢の者は綿屋打ちこわしの後は「外方へ不立寄元之通へ引取候約定取究候処権八が右様こぼち取斗候跡者私引請呉可申哉相尋候ニ付池田郷之処者引受候段相答置⁽²⁴⁾」とあるが、しかし、これは惣代間の取決めであって、実際には小前末々、町方の間では綿屋打ちこわしの計画を媒介として、各村々の地主、特権商人に対する打ちこわしが計画されたものと思われる。事実、一揆の経過はこのように発展した⁽²⁵⁾。

十日、室生村治良吉は迎地村友左衛門、長兵衛と相談「伊喜末村喜作が申聞し小江村善四郎義談之通取斗候へバ小前之もの為筋々々可相成与申談則□□善四郎之義致承知候間沙汰次第可認罷出旨相認⁽²⁶⁾」め、翌十一日朝伊喜末村惣代多兵衛に手紙を出した。これを多兵衛から受取った喜作は十一日直ちに小海村権八を訪ね手紙をみせ（権八文盲につき内容説明）たところ、権八はびつくりして、小海村はそれに賛同しない、池田村へ行って断つて

来い、といい、喜作が同道を求めたのも最初は拒否し、品平（権八同様惣代）に行ってもらおうとしたが、彼が留守、止むなく池田村へ喜作と同道することになった。途中立寄った肥土山村惣代数右衛門、伊助も、肥土山村は打ちこわしには賛成しないといわれた。

池田についた喜作は、途々思い止るよう説得されたと見え、「御歎願筋も近々御沙汰も可有之こぼち等いたし候而者御歎願之邪魔ニモ可相成来ル二十三日者一統立合之約定モ有之候ニ付夫迄差延しとも角其節一統評議之上ニいたし度⁽²⁷⁾と申出たが、池田側はこれに賛成せず「半右衛門友左衛門等御歎願筋御用済ニ相成候上者拍子抜いたし出来不申候間延々て相成間敷申出候一更に治郎吉からは「明日歟明後日ニいたし候様尤こぼちと申ものは□□御上江手向かひ候様ニモ無之下方而己之義ニ付御せんさくも無之相済候ものニ付後ニ而差違之義者同人引受候趣申之候間」権八も「右様之ものニモ可有之哉⁽²⁸⁾」と承知してしまつた。

決行の日については村方への連絡の時間を考え明後十三日夕とし、池田の百姓は中山を通り滝宮村天王宮森へ行き、ここで小海、肥土山、上庄等の百姓と勢揃いすることにし、十二日、その旨各村々へ通知した。権八も帰途、馬越、見目阿村へ通知、地元の小海村でも夜おそく連絡したが「何連モ承知致候⁽²⁹⁾」

かくて実力行動の準備が各村々で急速に行われ出したが、その十二日、若干の惣代達に対し急々寄合がしたいから淵崎村まで来てくれという通知がなされた。これは、恐らく、実力行動の動きを何とか阻止しようとして、肥土山、土居などの惣代ないし庄屋

が（これらの惣代たちが先出の連判状に押印していないことについてはずで述べた）黒岩村定蔵を中心として急拠召集したものと考えられる。この寄合は「歎願之筋村々長方之者ヨリ追願書差上候評議」を行い「彼是手間取翌十三日相成候処南筋村々、騒々敷趣相聞候ニ付急飛脚ヲ以歎願筋も大半御聞済ニも相成可申趣ニ付一統決而騒立申間敷旨」（治郎吉口書）申遣した。歎願が「大半御聞済ニも相成可申」というのは、惣代が実際にそう判断したというよりむしろ動き始めた一揆を抑止めるための口実であろう。

だが、時すでにおそかった。池田郷では、十二日九ツ時分に淵崎村へ召集された惣代は十三日四ツ時分になっても帰って来ず、行動開始の時刻は迫る。留守を預っていた迎地村の友左衛門方へは二面村吉蔵、迎地村半右衛門も心配して集って来る。遂に彼らは淵崎村からの連絡を待ち切れず「約定之通中山通り江一同出浮候様可取斗」⁽³⁰⁾と決し、吉蔵はすぐ帰村した。吉蔵は直ちに「小前之者荒軒も売人ずつ室生村雪之道へ中山通り江罷出候様」「若又不罷出村々早々押寄参候」⁽³¹⁾よう指示、吉野、神之浦、室生村、蒲野の村々へは急使を出し、さらに、自らは夜五ツ時頃連絡のため淵崎村の寄合会場までかけつけている。ここで彼は寄合に参加していた治郎吉から実力行使中止の趣を知り、それではと中山を通って帰ったが「中山村字かう坂と申処口同村の者四五人出懸ヶ居候ニ付差留置迎地村へ罷帰候処多人數罷出居候ニ付差留」⁽³²⁾めかけなぐられている。友左衛門も亦取鎮に室生村へ行っただが最早どうにもならず、打ちこわしは始ってしまった。

かくて、正月十三日五ツ時分より行動を起した池田郷の一揆は中山通り滝之宮村という予定のコースは押えられたが、地元池田浜の清七、平木の紺屋、室生村庄屋武助、二面村木屋宇吉等を打ちこわしてまわった。

一方、池田勢、肥土山勢を迎えて天王宮森に勢揃いすべく、小海郷も立った。ここでも一軒に一人が動員され、滝之宮天王宮森に集ったのが十三日六ツ時、約二百人と伝えられる。彼等は結集地へ直行せず、まず馬越峠を越えて肥土山郷に入り、村々に参加するよう呼びかけたが肥土山郷からは余り参加しなかった。（定蔵等がこれを押えたのは先述の通り）⁽³³⁾予定していた池田勢も来なかった。

天王宮森に集結した百姓は「銘々蓑笠を身にまとい竹鎗を小脇にかひこみ或は蒿口長柄の鎌かけ矢の大槌」⁽³⁴⁾等傳物を持っていたが、直ちに小江村綿屋めざして進んだ。これにびっくりした淵崎、土庄の惣代は、急遽先廻りして止めようと、伊喜末、小江両村を駆抜け長浜峠へ馳せ登った。「向ふをきつと見渡せば徒党の乱暴人雲霞の如く馳せ集りて兼て相図の村々より人を集むるほら吹立釣鐘の音耳をつらぬき所々の立木に囲ひある半弦に火をかけしかば折悪北風つよく火の勢ひ焰々と立ちのぼり天をこがせるのはのひかり恰も白昼に異ならず」⁽³⁵⁾惣代の面々、逆に木刀を振り上げられ竹槍を突きつけられて、生命ががら逃げ出さざるをえなかった（この頃約五百人）。

綿屋は一揆来るときいて、酒四斗、およびゆでた素麺を持って行って打ちこわしを押えようとしたが、酒樽は麦畑の中で割られ、

素麴は綿屋の近くのミカンの木にふりかけられ、その木が直白に
なつた³⁶。居宅はこわされ、浜にあつた蔵も船のロープでひき
倒された³⁷。「素」穀物衣類諸道具残らず取出し綿服絹布差別な
く堅横に引裂き引破り猶又諸道具かけ矢の槌にて打砕き俵物は鎌
を以て繩を切或は土座へふりうつし又は海へなげこみ傍若無人の
其の有様目もあてられぬ風情なり³⁸とある。

綿屋を思い存分打こわした一揆は、惣代の迷惑をこえて次々と
地主、特権商人を襲つた。まず一隊はやはり小江村島屋久兵衛宅
にとりかかり、他の一隊は伊喜末村へ移つた。折から同村では松
林寺の広間に集り一揆に参加するか否か討議していたが、高尾山
から下りて来た一揆が、ここでもやはり半つるに火をつけほら貝
を吹いて参加を呼びかけた時、評議一決一揆に参加した。伊喜末
村では大工の讃岐屋松次郎と大地主の岡金治郎を打こわし、さら
に隣村の淵崎村へと向つた。

淵崎役所の郡代は驚き、淵崎村大庄屋、及び御開達八代田四郎
兵衛を伴い、伊喜末の八幡馬場までやって来たが、ここで淵崎へ
向う一揆と遭遇した。「其方共歎願の一々聞届け遣し候間早々相
鎮り差ひかへ可申³⁹」と言つたが何人かが押問答している間に、
一揆は裏道を通り山を登つて現在の大谷部落東へなだれ降り、郡
代につきそつて留守中の八代田四郎兵衛方を襲い「居宅みじんに
毀ち其外醬油蔵穀物或は重物之諸道具絹布之衣類等残らず引出し
……諸帳者井戸溝一投出込み⁴⁰」柴屋を少しこわし、土庄村へ入
つた(十四日明六ツ)。

土庄では質屋の津田屋弁蔵の蔵が破られ、質草は皆海中に投込

慶応三年正月讃州小豆島西部六郷百姓一揆について(川井)

まれ、元屋源九郎⁴¹、紙屋治兵衛⁴²、質屋の秀右衛門、松屋勝
五郎(醬油醸造)その他が打こわれた。さらに大黒屋(造船業)
の船台にあつた完成寸前の船に火をつけて焼いた。「此時北浦(小
海郷)より起り候一揆と又土庄村より起り候一揆と一所に入り交り
乱妨為たりし候由に有之候⁴³」なお土庄で注目すべきはこれら
襲われた弁蔵、源九郎、治兵衛等は、一方では歎願書作製の惣代
でもあつたことである(勿論前出「連判状」に押印していない)。

ここで(十四日五ツ半時)小海よりの一隊は赤穂屋村へ入り、
土庄村より起つた一隊は淵崎村へ乱入、鍵屋文八郎⁴⁴、明石屋
兵蔵⁴⁵、大庄屋、塩屋定兵衛(油屋)(以上淵崎村)、引木屋小
八郎(材木商)、寺屋文蔵⁴⁶(以上赤穂屋村)が襲撃された。統
いて伝法川ぞいに上り、平木村麻屋五郎右衛門(薬屋)、北山村
西屋長左衛門、上庄村紀雄次郎(大庄屋)⁴⁷、柏屋平左衛門(酒
屋)、さらに進んで黒岩村文右衛門⁴⁸、肥土山村太田彦左衛門⁴⁹、
同別家茂左衛門⁵⁰、仕立屋新蔵、畳屋伊助と打こわしたが、十
四日も暮方、最後に馬越村浜野屋銀右衛門(前出、炭礦を経営)
をおそい、さしもの大一揆打こわしも終つた。

三

さて、以上で明らかな如く、一揆打こわしの先頭に立ったもの
は「小前末々」「町方裏家住い」の者であり、職人、雇傭労働者
が存分の働きをしている。運動の発展の中から斗争の相手、目標
が次第に封建領主と共に、否、何よりも地主、特権商人、高利貸
資本家に向けられた。実力行動に當つて村々惣代の主だった者が

これを押えにかかったのに反し、一方では呑口半治（足軽、酒樽の呑口を抜いてまわった）、釜割りの鉄造（古鉄買、いかけ屋、酒屋の大釜をたたきわった）、板かたぎの兵造、金蔵割の要助とかいう名が今に伝わっており、船大工（雇傭労働者）が造船に使うまちょうなの刃を横向につけて樽の輪をたたき切った話も残っている。

又、運動発展の速度が、時間的にも地理的にも極めて速い。歎願書提出のため村々から惣代が選出されたのは慶応二年十二月二日から二六日、歎願書提出同月二十九日、綿屋打こわし計画翌三年正月八日、行動開始同（三日）。わずかに二十日間のことである。しかもこの間、西部六郷のすみずみまで適確に連絡がとれている。正に驚くべき速度であり、商品経済にまきこまれた幕末の農村の矛盾の激化と、農民の共通利害の形成とを今さらのように認めさせるに充分である。と共に、一揆打こわしの側の主体的組織の条件の成熟を感じざるを得ない。慶応二年の全国的な未曾有の一揆打こわしの特色が「(一)農村から農村へ、農村から都市へ、都市から農村へと、自然発生的ではあるがきわめて早い速度で波及する様相が著しく見られたこと、(二)ほとんどすべての一揆が、封建領主、ないしその代官への反抗と共に、村内の村役人、地主、商業高利貸資本家層へのうちこわしを随伴し、かつ一揆の主体が中農、貧農層に移りつつあったこと、(三)かかる全国の一揆の波の頂点に、江戸、大阪のうちこわしがあらわれ、一時的ではあるが、幕府の政治的経済的中枢を麻痺せしめ、幕府権力を直接脅威したことであった」し、幕藩制度の倒壊に決定的打撃を与えた客

観的役割の意義を充分評価しなければならないとしたら(57)、慶応三年正月小豆島西部六郷一揆も亦その例外ではない。

四

一揆が終ってから三日目の一七日津山表より二百数十人の武士が到着、一九日より主謀者等百余人を召捕り、大部分は淵崎役所での若干日の入牢の後釈放ないし組合預けとなったが、発頭人とみられた

室生村治郎吉（四九才高一斗三升）、迎地村長兵衛（五〇才高一斗）、同村友左衛門（四六才高六斗）、同村半右衛門（四六才高四石五斗）、二面村吉蔵（四五才無高）、伊喜末村喜作（五六才高八升五合）、小海村権八（四三才高八斗）の七人(58)が津山へ送られ「永牢」となった。

歎願についてはとり下げる機微重に申渡され、先非を後悔するから召捕られたものも許してほしい、と願下げざるを得なかった（慶応三年三月）。津山藩はそこで、五月中旬に「金子千五百両島方難浜人為御救メ五ヶ年無利足ニ而御貸付被為下候尤当年（慶応三年）ノ末年迄壹ヶ年ニ三百両ツノ年賦ニ仕三百両ツツ返納之証文奉差上村方ニ而老人引請惣代印形仕候事六ヶ村割合相成借受末年迄年賦相済申候様仕候事」(59)さらに、一揆直前に約束した米九百俵を下げ渡したのである。

(1) 「小豆島三才図会」

(2) 元禄三年池田村与治左衛門他が幕府に対して行った旧税復活の訴状より。

なお小豆島は塩飽島と共に海上の要地として、室町時代細川管領家に属してより、加子役をつとめ、軍船、水主等を事ある毎に出し、年貢は比較的軽かった（細川時代は無年貢）が、元禄二年この加子役を免ずると共に、慶長十年、慶安元年の検地（両者とも約三二〇〇石）の倍余の七七〇〇石（延宝七年検地）を基礎にして新税を課した。このため、前記の訴願となったものである。

(3) これは慶応三年正月の一揆の聞書であるが、いつ誰が書いたかは不明。ただし、この写本がいくつかある中で、池田町高本純一氏蔵のものに「明治七年戊戌七月写」あるので、これ以前に書かれたものであろう。

(4) 酒運上はそれまで村方であつたといわれるが、確実にはわからない。

酒醸造……宝永年間、一郷村に一名大庄屋に対し酒株証文を以て許可、庄屋これを請売したが、それ以後のことは不詳。

醤油……小豆島の醤油は文禄年間に始めるとされるが、文政より天保にかけ同業者続出、天保三年醤油問屋組合を組織、年行司をおく。下つて明治三年、全島で百十数戸一万六千石（西部六郷だけでは約四十戸六千石）。主に大阪方面に売る。

素麺……特に西部に産し文久二年素麺問屋五十名が三輪明神講をつくつた（大和国三輪より伝わつた）。当時小麦六万石を使つたといわれ、主として山陽九州に販路をもつ。

慶応三年正月讃州小豆島西部六郷百姓一揆について（川井）

(5) 足輕が配置されたのは文久三年、各村より百名を選抜、苗字帯刀を許し「小豆島堅メノ為ニシテ決シテ将来他国ニ戦争ノ起リタル場合ニ出征セシムルカ為ニアラザレバ此旨安心スベシ」と、二五名宛四ヶ所を固めた。長州征伐に当り、前記の約束と違つたと出征を拒む向もあつたが、結局君命であると、つれ出された「小豆郡誌」。

(6) 「小豆島三才図会」

(7) 遠山茂樹「明治維新」二八頁

(8) 地方史研究協議会編「地方史研究必携」一五七頁

(9) 「小豆島史料」四

(10) 「乱妨後日之聞書」

(11) 天保九年西部六郷家数（「小豆島三才図会」）池田郷一四二八軒（他ニ穢多一四軒一一人）、土庄郷一四三二軒（他ニ穢多七軒五三人）、淵崎郷六二九軒（他ニ穢多三四軒一八九人）、上庄郷一九二軒、肥土山郷二八六軒、小海郷六五五軒（他ニ穢多六軒二六人）計四六二二軒（他ニ穢多六一軒三八一人）

(12) 津山城めがけて東西から押入つた一揆は十一月二四、二五日であつたが、この直後の十二月八日に、沢介、伊兵衛が御救米うけとりに津山へ出頭している。

(13) 口書はいずれも津山市郷土首蔵。

(14) 「讃州小豆島 池田村之内 吉蔵口書」

(15) 歎願書より（「小豆島史料」四）

(15) 昭和三五年春、古老から一揆に関する伝聞を聴取中、北浦

見目の中塚義一氏方で発見。

- (16) 蛙子池、土庄町肥土山にあり周囲三七八六尺、深サ四八尺
(明治二六年現在)

- (17) 「小豆島小海村権八口書」

- (18) (19) (20) 「小豆島 池田村之内 友左衛門口書」
迎地村

- (21) 前出「吉蔵口書」

- (22) この米は「乱妨後日之聞書」には「御代官並我等之内意を以て」差遣すとあり、これに対し定蔵は、それでは「万一御上様御思召に不相叶候節者御所様御迷惑にも相成候哉之段恐入候間此度敷願の善悪分明候迄」大庄屋へ預ると答えている。恐らくこれが事実であろう。なお、この九百俵は現物ではなく手形であったのかもしれない。

- (23) (24) 「讃州小豆島池田村之内 室生村治郎吉 口書」の中の
治郎吉口書より。

- (25) 口書内容は、各主謀者が口裏を合せた可能性もあるが、よしんば各口書が、各村々での綿屋以外に対する打ちこわしの計画をかくす事を意図したとしても、綿屋打ちこわしが最も重視されたことは間違なく、又、村々から加勢に行つて不思議でないような条件があつたことは認めてよからう。

- (26) 前出「治郎吉口書」

- (27) (28) (29) 「小豆島小海村権八口書」

権八はかくて逆に説かれて打ちこわしに賛同させられてしまったが、それでも前述の如く綿屋を襲撃したらずぐ元来

た道を帰る様にしてくれと池田村惣代に約束させている。なお権八自身は「一揆当日は自分の婚嫁相整頓ニ付何連へも立出不」とある。

- (30) 「友左衛門口書」

- (31) (32) 「吉蔵口書」

- (33) この時、淵崎の役所から数人がとんで来て、抜刀しておどし、解散をせまり、百姓が一人捕えられたともいわれる。

- (34) (35) 「乱妨後日之聞書」

- (36) 土庄町小江の山本鉄造氏(65)のはなし。

- (37) この打ちこわしに長州征伐から帰った足軽等が先頭に立つたといわれるが今のところ確証がない。ただ、後にも出てくるが、土庄村の足軽で半治というのが、先頭切つて酒樽の呑口をひき抜いて廻ったことは事実であり、「呑口半治」とニックネームをつけられた。一揆当時三十一才、短時日ながら淵崎の役所の牢に入れられた。いずれにせよ一揆に際しては足軽は藩の役には立たなかつたといえる。

- (38) (39) (40) 「乱妨後日之聞書」

- (41) 酒醸造(今もつくっている)

- (42) 肥料、穀物商、酒醸造、船も持っていた。

- (43) 「乱妨後日之聞書」

- (44) 塩、素麺、酒醸造販売、大地主。蔵の柱に鋸の跡が現存。

- (45) 郡代等の送り迎えの海上責任者

- (47) 酒屋

- (48) 材木商

- (49) 地主。明治初期には郡役所につとめた。
- (50) 薬屋
- (51) 大庄屋、酒醸造。家に火をつけられた。
- (52) 酒屋
- (53) 肥土山、黒岩かけて太田彦左衛門に次ぐといわれた地主で金持。
- (54) 大庄屋、酒醸造。郷できわ立って大きな家。歌をよみ、号を秋満。国学に志し、長男は勤皇攘夷を唱え家を出る。
- (55) 駒引屋という。
- (56) 前出、炭礦を経営。
- (57) 遠山茂樹「明治維新」一八一頁
- (58) 津山郷土館蔵の史料、「口書」「判決書」にはこれら七人の名が出ているが、「乱妨後日之聞書」には津山へ送られたのは喜作、治郎吉、長兵衛、半右衛門、吉蔵と黒岩村定蔵の六人であり、権八、友左衛門の名はない。これによれば権八、友左衛門は共に捕えられ、淵崎役所で吟味拷問をうけ、友左衛門は乱心、権八は重病となり、友左衛門は正月二日、権八は二月一六日帰村組合預りとなっている。更に問題の定蔵は、「歎願徒党頭自分より申上牢舎御仰付候事」となっており、黒岩村の言い伝えでは、津山で牢死（慶応三年九月十日四二才）死体をもらい下げて来て墓をたてたという。さらに調査研究が必要である。
- (59) 「乱妨後日之聞書」

慶応三年正月讃州小豆島西部六郷百姓一揆について（川井）